【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 京浜急行電鉄株式会社

【英訳名】 Keikyu Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 原田 一之

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪2丁目20番20号

【電話番号】 03(3280)9123

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 渡辺 静義

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪2丁目20番20号

【電話番号】 03(3280)9123

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 渡辺 静義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第94期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

平成27年6月29日を効力発生日として、当社普通株式1株につき金3円、

総額1,653,540,903円の期末配当を行う。

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 国内外における当社グループの認知度向上を図るため、当社商号の英文表示を定款の記載事項とするよう、定款第1条(商号)の規定を変更する。
- (2) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、定款第18条(議長)の規定を変更する。
- (3)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、定款第25条(社外取締役との責任限定契約)および第34条(社外監査役との責任限定契約)の規定を変更する。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、石渡恒夫、原田一之、田中伸介、小倉俊幸、武田嘉和、廣川雄一郎、道平隆、 柴崎昭嘉、本多利明、平位武、上野賢了、大賀祥介、佐々木謙二、浦辺和夫、渡辺静義の各氏を 選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、國生伸氏を選任する。

第5号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

買収防衛策の有効期間を、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)	
第1号議案	433,652	567	5	(注) 1	可決	(97.47%)
第2号議案	433,178	1,041	5	(注) 2	可決	(97.37%)
第3号議案				(注)3		
石 渡 恒 夫	409,398	24,814	5		可決	(92.02%)
原田一之	414,573	19,641	5		可決	(93.18%)
田中伸介	425,955	8,260	5		可決	(95.74%)
小 倉 俊 幸	425,999	8,216	5		可決	(95.75%)
武 田 嘉 和	400,588	33,627	5		可決	(90.04%)
廣 川 雄一郎	425,965	8,250	5		可決	(95.75%)
道 平 隆	425,970	8,245	5		可決	(95.75%)
柴 崎 昭 嘉	425,970	8,245	5		可決	(95.75%)
本多利明	425,968	8,247	5		可決	(95.75%)
平 位 武	425,964	8,251	5		可決	(95.75%)
上 野 賢 了	432,208	2,007	5		可決	(97.15%)
大 賀 祥 介	432,217	1,998	5		可決	(97.15%)
佐々木 謙 二	431,787	2,431	5		可決	(97.05%)
浦辺和夫	432,460	1,755	5		可決	(97.21%)
渡辺静義	432,358	1,857	5		可決	(97.18%)
第4号議案				(注) 3		
國 生 伸	425,675	8,570	5		可決	(95.67%)
第5号議案	362,069	72,071	108	(注) 1	可決	(81.38%)

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分における賛成数と、株主総会当日の出席株主が行使した議決権のうち確認できた 賛成数の合計をもって、すべての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日の出席株主の一部について は、賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数の集計は行っておりません。

以 上